

国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・ 女性支援センター規則

〔平成21年9月24日
規則第42号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構規則（平成25年規則第43号。以下「機構規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学生支援・保健管理機構学生・女性支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則においてダイバーシティとは、性別、年齢、国籍、障がいの有無等を問わずに多様な人材が活躍することをいう。

（目的）

第3条 センターは、次に掲げる目的のために活動する。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の学生に対し、生活、修学、就職、メンタルヘルス及びハラスメントに関することなど本学におけるキャンパスライフ全般にわたり、全学的に支援や障害学生に対する支援を行い、もって学生支援活動の充実を図ること。
- (2) 女性研究者（大学院生を含む。）の研究活動を支援するための支援策に係る企画立案等を行うこと。

（組織）

第4条 センターに、次に掲げる組織を置く。

- (1) 学生支援室
- (2) 障害学生支援室
- (3) 男女協働参画支援室
- (4) 保育支援室
- (5) ダイバーシティ・ダイヤモンドユニット事業推進室

（センターの業務）

第5条 学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生活支援に関すること。
- (2) 修学支援に関すること。
- (3) メンタルヘルス及びハラスメント等、その他学生に関する相談（カウンセリング）

に関すること。

(4) 就職支援に関すること。

2 障害学生支援室は、次の各号に掲げる業務を行う

(1) 障害のある学生の差別解消に関すること。

(2) その他障害のある学生の支援に関すること。

3 男女協働参画支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 男女協働参画、ダイバーシティの推進に関すること。

(2) 家庭と学業・研究・仕事との両立に関すること。

(3) キャリア支援及びその相談（カウンセリング）に関すること。

(4) 在宅研究支援に関すること。

(5) 研究支援員配備に関すること。

(6) 雇用・勤務形態に関すること。

4 保育支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 保育に関すること。

(2) 次世代育成に関すること。

5 ダイバーシティ・ダイヤモンドユニット事業推進室については、別に定める。

6 第1項第3号及び第2項の業務については、保健管理センターと連携して行う。

(職員)

第6条 センターに、機構規則第3条第2項に定めるセンター長のほかに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) 教員

(2) その他必要な職員

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(分室の設置)

第7条 教養部におけるセンターの業務を行なうため、教養部に学生・女性支援センター分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室に分室長を置き、センター専任の教員の中からセンター長が命ずる。

3 分室長は、分室の業務を処理する。

(事務)

第8条 センターの事務は、関係部課の協力を得て、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

2 分室の事務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室が、教養部事務部の協力のもとに処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学生支援・保健管理機構運営委員会の議を経て、学生支援・保健管理機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第47号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 女性研究者支援室規則（平成24年規則第78号）は、廃止する。

附 則（平成26年10月30日規則第110号）

この規則は、平成26年10月30日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第66号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月28日規則第96号）

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。